



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年10月

富山県人事委員会

平成29年10月17日

富山県議会議長 **稗 苗 清 吉 殿**

富山県知事 **石 井 隆 一 殿**

富山県人事委員会委員長 **久 保 精一郎**

富山県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、県職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 はじめに

わが国は、少子高齢化や人口減少が進行するなかで、経済再生や地方創生、東日本大震災からの復興、働き方改革の推進など、様々な課題への対応が求められており、行政の果たすべき役割と責任はますます増大している。

そのなかで、県としても、公正に公務を遂行するとともに、県民の期待に応え、効果的かつ効率的な行政運営を行っていくことが求められている。

また、職員一人ひとりには、県民の奉仕者であることを自覚し、公務員として高い倫理観・使命感と幅広い視野を持ち、県民から信頼され、その期待に応えられるよう全力で職務に精励することが肝要である。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として設けられており、均衡の原則など地方公務員法に定める給与決定の原則により県民から支持される適正な職員給与を決定するとともに、真摯に職務に精励している職員の給与の安定に資するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本委員会は、以上のような基本認識のもと、例年どおり富山県職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所における従業員の給与実態等の諸情勢について調査を行ってきたが、その結果は次のとおりである。

2 県職員の給与の状況（第 1 表及び参考資料）

本委員会は、「富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）」の適用を受ける職員（単純労務職員及び企業職員を除く。）の給与等の実態を把握するため、「平成29年富山県職員給与実態調査」を実施した。

民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（3,405人、平均年齢43.7歳）の平均給与月額が360,474円となっており、県職員全体（14,404人、同42.9歳）の平均給与月額は379,867円となっている。

（注）平均給与月額とは、給料、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当等（所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

第1表 県職員の平均給与月額

(単位:人、歳、円)

項目	職員数	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	その他	計
県職員全体	14,404	42.9	352,740	7,538	6,474	13,115	379,867
うち行政職	3,405	43.7	332,209	8,326	7,319	12,620	360,474

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額が含まれている。

2 その他には、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当(本年度11月から3月に支給される見込額の12分の1の額)、特勤勤務手当(準ずる手当を含む)及びへき地手当(準ずる手当を含む)が含まれている。

3 県職員全体には、単純労務職員及び企業職員は含まれていない。

3 民間給与の状況

(1) 調査の概要 (参考資料)

本委員会は、県職員の給与と民間給与との比較を行うため、人事院と共同で県内における企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である648の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した200の事業所を対象に、「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務に類似すると認められる76職種に従事する者について、本年4月分として支払われた給与月額等を実地に詳細に調査するとともに、各民間企業等における給与改定の状況等について調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も91.5%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(2) 調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 初任給の状況 (参考資料)

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で37.9% (昨年43.5%)、高校卒で22.3% (同23.6%) となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割

合は大学卒で40.5%（同45.7%）、高校卒で39.1%（同45.8%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で59.5%（同54.3%）、高校卒で60.9%（同54.2%）となっている。

イ 給与改定の状況（第2表及び第3表）

第2表に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は35.5%（昨年35.7%）となっており、昨年に比べて減少している。他方、ベースダウンを実施した事業所はなかった（昨年もなし）。

また、第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.6%となっており、昨年（88.1%）に比べて増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は28.2%（昨年24.3%）、減額となっている事業所の割合は8.1%（昨年11.7%）となっている。

第2表 民間における給与改定の状況

（単位：%）

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	35.5	9.7	-	54.8
課長級	29.2	11.3	-	59.5

第3表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：%）

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
					定期昇給実施		
係員	91.2	90.6	28.2	8.1	54.4	0.6	8.8
課長級	77.6	77.0	23.0	7.0	46.9	0.6	22.5

（注） 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

4 本年の県職員給与と民間給与との比較

本年の公務と民間の給与（公民給与）の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給（第4表）

本委員会は、県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、県にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の者について、職務の種類別に、責任の度合、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額の比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、第4表に示すとおり、本年4月時点で、県職員給与が民間給与を1人当たり平均0.13%（465円）下回っていることが明らかとなった。

第4表 県職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
373,287円	372,822円	465円 (0.13%)

(注) 民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給（第5表）

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、第5表に示すとおり、給与月額4.41月に相当しており、県職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給を0.11月分下回っていた。

第5表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
特別給の支給割合	下 半 期	2.21月分
	上 半 期	2.20月分
	計	4.41月分

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

5 経済・雇用指標等 (参考資料)

(1) 民間賃金指標等の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省、事業所規模30人以上)によれば、本年4月の「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ、全国では0.3%増加、富山県では0.3%減少となっている。

(2) 物価・生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国では0.4%上昇、富山市では0.6%上昇となっている。

また、家計調査(総務省)を基礎に算定した本年4月における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、全国では、それぞれ178,940円、199,260円及び219,620円、富山市では、それぞれ172,904円、192,639円及び212,396円となっている。

(3) 雇用情勢

本年4月の全国の完全失業率(総務省)は、昨年4月から0.4ポイント低下して2.8%(季節調整値)となっている。

また、本年4月の有効求人倍率(厚生労働省)は、昨年4月から、全国では0.15ポイント上昇して1.48倍(季節調整値)、富山県では0.15ポイント上昇して1.76倍(同)となっている。

6 本年の給与の改定

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

前記4(1)のとおり本年4月時点で、県職員の給与が民間給与を0.13%(465円)下回っていることが判明した。

本委員会としては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に勘案した結果、県職員の月例給について、公民給与の較差(0.13%)を解消するため、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当であると判断した。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて県職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 特別給

期末・勤勉手当については、前記4(2)のとおり県職員の年間の平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。このため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げることが適当であると判断した。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、若年層に重点を置いて改定することとした人事院勧告の俸給表に準じて、平均0.2%引き上げることとする。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、人事院勧告に準じて、行政職給料表との均衡を考慮して、引上げ改定を行う。

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて改定を行う。

ウ 期末手当・勤勉手当

期末・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分は、人事院勧告に準じて、勤勉手当に配分し、本年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、平成30年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が

均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

7 その他

(1) 住居手当

住居手当については、本年の人事院報告において必要な検討を行っていくこととしており、本県においても、その動向を注視しつつ、引き続き研究していくこととする。

(2) 教員給与の見直し

国においては、平成29年度予算において義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しが行われ、教員特殊業務手当については、メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動運営の適正化に向けた取組みを進めつつ、平成30年1月から、土日の部活動指導業務に係る手当等を20%引き上げることとされている。

教育委員会においては、以上の措置を踏まえ、対応を検討しているところであるが、引き続き、他の都道府県の対応や本県の実情等も考慮し、適切に対処する必要がある。

(3) 再任用職員の給与

本年の人事院報告においては、再任用職員の給与のあり方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくこととしており、本県においても、引き続き民間や国の動向等を注視していく必要がある。

8 人材の確保・育成

(1) 有為で多様な人材の確保

社会経済情勢等が大きく、また急速に変化するなかで、行政課題の複雑・高度化や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、次のような力を持った有為で多様な人材を確保することが不可欠である。

①時代の変化に柔軟に対応し、斬新な発想ができること。

②チャレンジ精神や自発的向上心を持ち、困難な課題にも主体的に取り組めること。

③社会性に富み、周囲と協力しながら目標を達成できること。

本委員会においては、Uターン希望者等に採用の門戸を広げるため、平成20年度から職員採用上級試験の受験上限年齢を5歳引き上げた。また、平成27年度からUIJターン希望の職務経験者を対象とした採用試験を実施しているところである。

本県では、身体障害者を対象とした採用試験を実施しているが、平成25年に改正された障害者雇用促進法の趣旨や平成30年4月からの法定雇用率の引上げを踏まえ、引き続き、障害者の採用に努めていく必要がある。

人材確保対策事業としては、引き続き、県職員希望者向けの少人数の説明会を実施するとともに、東京、大阪、名古屋においてセミナーを開催し、新たに女性限定の説明会やセミナーを開催することとしている。さらに、昨年度に引き続き、若手職員との対話等を行うオープンセミナーや、保護者向けの説明会も開催することとしている。

学生の就職活動日程については、日本経済団体連合会の採用選考に関する指針に基づく日程では、平成30年度卒業・修了予定者については、平成29年度及び平成28年度と同様とすることとされた。本県の職員採用試験の日程については、今後とも国の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

雇用環境が改善し、民間企業の高い採用意欲を背景に、地方公務員の人材確保は厳しい状況にあるが、今後とも、様々な手法を活用した適切な情報提供や県職員の仕事の魅力をアピールできる機会の充実を図るなど、積極的な人材確保策を展開するとともに、職員の採用を取り巻く諸情勢を見極めながら、採用試験のあり方の検討を行い、引き続き、有為で多様な人材の確保に努めていく必要がある。

また、本年5月の地方公務員法の一部改正により、一般職非常勤職員としての会計年度任用職員制度が創設され、平成32年4月から施行されることとなっている。本県においても、非常勤職員の任用や勤務条件の整備について法改正の趣旨、国や他の都道府県の動向などを踏まえながら適切に対応する必要がある。

(2) 女性職員の採用・登用の拡大

平成27年9月に制定された女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、本県においても、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要がある。

本県では、平成28年3月に次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく新た

な「特定事業主行動計画」を策定し、例えば、知事部局及び教育委員会では、女性職員の採用割合を毎年度40%以上に、また管理職の女性割合を平成35年4月までに15%以上に、課長補佐級・係長級の職にある女性職員の割合を30%以上にすることを目標として設定したところである。

職員採用における本県の女性比率は、国に比べて高い水準にあるが、今後とも、本県においてもより多くの有為な女性の採用が図られるよう、募集活動を積極的に展開していく必要がある。

また、女性職員の管理職の登用については、女性職員個々が持つ能力や特性を十分に引き出し、発揮できるよう、女性職員向けのスキルアップや意識啓発を行う研修を実施し、登用に向けた取組みを進めているところである。

引き続き、富山県男女共同参画推進条例の基本理念として掲げられている「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」の実現に向け、一層の女性職員の管理職への登用や職域の拡大を推進していく必要がある。

(3) 時代の要請に応じた職員の育成

時代の要請に対応しつつ、県民の期待に応える質の高い行政を行うためには、職員一人ひとりが資質・能力を十分に発揮し、組織全体の力を高めていくことが必要である。

本県においては、各役職段階に応じた計画的な研修のほか、県民目線に立った県民ニーズを取り込む姿勢や民間の改革マインドを学ぶ研修、キャリア形成を支援し、勤労意欲を高めるための研修を実施しているが、今年度は、新たに、働き方改革を推進するため、「民間経営の手法に学ぶ研修」や「組織マネジメント力向上研修」等を実施し、業務の効率化に向けた職員の意識改革や管理職員のマネジメント能力の向上を図ることとしている。

今後とも、北陸新幹線開業後の新しい時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施すべく新たな研修技法の開発や研修内容・体系の充実を図っていく必要がある。

さらに、職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他の都道府県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を、引き続き推進していくことが求められる。

(4) 人事評価制度の着実な推進

社会経済情勢等の変化に的確に対応し、県民に、質の高い行政サービスを効果的・効率

的に提供するため、目標による管理を取り入れた仕事の進め方の定着や能力・業績に基づいた公正な処遇の実現により、職員の能力開発意欲を高め、職務遂行意欲の醸成を図ることが必要である。

平成28年4月から施行された改正地方公務員法において、人事評価を能力評価と業績評価の両面から行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされた。

本県における人事評価制度については、知事部局では、従来から職務の目標達成度等を基本とした業績評価制度を実施し、その評価結果を昇給及び勤勉手当に反映させており、能力評価についても改正地方公務員法の趣旨を踏まえ実施しているところである。

また、教育委員会については、「目標達成度による教員評価」を実施している。

法改正の趣旨に留意しつつ、引き続き、職員及び教員の能力向上と意欲向上、また、効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、これらの評価制度の着実な推進に取り組む必要がある。

9 働き方改革の推進

(1) 長時間勤務の改善等

長時間勤務の改善は、職員の健康保持や勤労意欲・活力の維持、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも非常に重要な課題である。

知事部局における時間外勤務については、「時間外勤務縮減に向けた取組み指針」を定め、課単位で時間外勤務時間を前年度より10%以上削減することを目標に取組みを進めているが、特定の重要課題への対応もあり、ここ数年増加傾向で推移している。また、一部の職員には、依然として恒常的に長時間の時間外勤務を行っている実態が見受けられる。

こうした状況を踏まえ、今年度から県庁内の働き方改革の推進に取り組むため、部局横断組織として「富山県庁働き方改革推進チーム」を設置し、例えば、長時間勤務者の状況を部局長に報告し、必要に応じて人員配置の変更も含めた対策を実施するなどの時間外勤務縮減に向けたルールを策定したうえで、①業務の棚卸しと事務事業の見直し、②36協定の締結促進や定時退庁カードの新規実施、業績評価に全職員を対象に働き方推進に関する項目を新たに設けるなどマネジメントの強化に取り組んでいる。

一方、学校現場においては、その取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するなかで、教員の長時間勤務の改善が喫緊の課題となっている。教育委員会では、これまでも、県が行う調査・照会の大幅な見直しや、県立学校教員の1人1台パソ

コン体制の構築、「とやま学校多忙化解消の推進方針」に基づき、各学校における管理職の意識改革や業務の合理化の推進、部活動の負担軽減を図るなど、長時間勤務の改善に取り組んでいるが、多忙化解消に向けて更に実効性のある取組みを進めることが求められている。

こうした状況を踏まえ、今年度から新たに、県立学校事務の共同処理の実施や、学校現場の勤務時間把握の手法の検討、部活動指導員に関するプロジェクトチームの設置・運営などに取り組んでいる。

長時間勤務の改善には、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、管理監督者、職員の意識改革、③業務改革等の徹底が重要であり、このうち一つでも欠けることがあれば、大きな改善効果は期待できない。

ア 勤務時間の適正な把握

勤務時間の管理は、労働法制上求められる使用者としての責務であるとともに、業務改革や長時間勤務の改善を進めていくための基礎として必要不可欠である。

本年1月に厚生労働省が「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定し、2月には総務省からこのガイドラインに基づき適切に対応するよう各都道府県に通知されている。また、3月には文部科学省から各都道府県教育委員会に同様に通知されている。

このガイドラインには、使用者が労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認・記録し、適正に把握することや、労働者の自己申告による労働時間の把握は、曖昧な労働時間管理となりがちであることから、使用者が定期的の実態調査を行うことが望ましいことなどが示されている。

各任命権者においては、このガイドラインを踏まえ、職員の勤務時間の適正な把握を行う必要がある。

イ 任命権者、管理監督者、職員の意識改革

任命権者、管理監督者、職員の一人ひとりが長時間勤務の状況に目を向け、長時間勤務の改善の目標を共有し、ともに業務改革や長時間勤務の改善策に意欲的に取り組むことが非常に重要である。

そのうえで、各任命権者において、管理監督者のマネジメント能力の向上を図るとともに、各管理監督者自らが、①時間外勤務の命令にあたっては、事前に終了時刻等の明示を徹底すること、②各職員の長時間勤務の状況の的確な把握を行うこと、③職員間で業務量に偏りがある場合は、職場での業務改善や業務分担の見直し等により業務の平準

化を図ること、④率先して退庁するなど職員が退庁しやすい環境づくりに努めることなどが重要である。

また、職員一人ひとりも、長時間勤務を極力避け、ワーク・ライフ・バランスのとれた勤務スタイルを実現すべきとの意識を強く持ちつつ、計画的・効率的な事務処理を進めていくことが重要である。

ウ 業務改革等の徹底

長時間勤務の改善は、組織運営の問題であり、組織全体として業務量の削減や合理化など業務改革に積極的に取り組む必要がある。

その際には、県職員は県民の奉仕者として、新たな課題に真摯に向き合い、質の高い政策の立案や施策の推進等を通じて県民生活の向上に資することが求められている中で、短い時間でこれまでと同等以上の付加価値を生み出すという生産性の向上の概念を業務に組み込んでいくことが重要である。また、業務改革や長時間勤務の改善の取組みを効果的に行うためには、PDCAサイクルを確立し、取組みの実施状況やその効果を十分に検証しながら、課題の発見と更なる取組みにつなげていくことが重要である。

とりわけ学校現場においては、学習指導のほか、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待が長時間勤務という形に表れているとして、現在、国において、①学校の担うべき業務のあり方、②教職員が担う業務のあり方、③学校の組織運営体制のあり方、④教員の勤務のあり方などについて議論が進められているところである。また、本年6月には文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、学校に対する業務改善方針の策定や部活動の適切な運営について適切な対応に努めるよう通知が出されており、特に部活動については休養日の設定や部活動指導員の活用等に関して今年度中にガイドラインを作成・公表することとされている。

本県においても、こうした国の動向等を注視しながら、適切に対応する必要がある。

以上のとおり、各任命権者においては、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、管理監督者、職員の意識改革、③業務改革等の徹底により長時間勤務の改善に積極的に取り組むとともに、年次休暇の計画的な取得の促進などに努め、今後とも総勤務時間の短縮に向けて、実効性のある取組みを粘り強く進めていく必要がある。

(2) 仕事と家庭の両立支援の推進

限られた人的資源の下で、職員一人ひとりの能力を十分に発揮させ、公務の能率的な運

営を確保するとともに、県職員として働くことの魅力を高め、有為な人材を確保する観点からも、働き方の改革と勤務環境の整備は重要である。とりわけ、育児や介護等を行う職員が、職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、職場全体で支援していくことが必要である。

本県では、特定事業主行動計画に基づき、家族看護休暇や育児休業制度等の充実、男性職員の育児参画休暇の拡充、職員の結婚支援を通じたライフプランへの意識醸成、介護休暇の分割取得や介護時間の導入、育児や介護を行う必要がある職員を対象とした早出遅出勤務の導入やテレワークの試行実施など、各種施策を進め、多様な働き方の支援に積極的に取り組んでいる。

引き続き、各種制度の積極的な活用を図り、育児・介護等を行う職員が安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立支援を推進していくことが重要である。

(3) 柔軟で多様な働き方の実現に向けて

国においては、平成28年4月から、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充している。また、夏の生活スタイルを変革する国民運動を展開するため、本年においても7月及び8月に国家公務員の朝型勤務を率先して実施した。

本県においても、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から夏の朝型勤務制度を試行実施したが、今年度は勤務時間を2パターンとするなど内容を充実して実施したところである。また、テレワークの試行については、これまでの育児や介護を行う必要がある職員に加えて、今年度は新たに在宅勤務を行うことで業務の生産性の向上が期待できる職員を対象として実施している。

引き続き、朝型勤務制度等の取組み状況や、各省庁のフレックスタイム制の実施状況、他の都道府県の動向などを踏まえながら、多様な働き方の仕組みづくりについて検討を行う必要がある。

10 心身の健康づくりの充実等

本県における心身両面での職員の健康づくりについては、定期健康診断をはじめ各種健康診断やメンタルヘルス相談、ストレスチェック制度の実施など様々な取組みが行われている。

なかでもメンタルヘルス不調は、より長期間の療養を必要とし、職員本人はもとより公務の運営にも影響を及ぼすことから、その対策は重要な課題である。

メンタルヘルス対策には、何よりも予防、早期発見・早期対応に取り組むことが重要であ

る。そのためには、職員一人ひとりが、自身の心身の状態を把握し、これに対応することや、管理監督者が、職員に対して目配りするとともに、気軽に職員が相談できる環境づくりに努めることなどにより、早期に適切な対応をとることが重要である。

ストレスチェック制度については、全職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するための有効な手段として最大限機能するよう、制度運用の充実を図りながら、積極的に取り組んでいく必要がある。

病気休職者等に対する試し出勤については、円滑な職場復帰や病気の再発防止につながっている事例もあると考えており、引き続き、復職者の支援に努める必要がある。

また、職場における上司や同僚からのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどは、職員個人の人格・尊厳を侵害するのみならず、職場環境への影響も大きいことから、その防止は重要な課題である。

各任命権者においては、防止マニュアルの策定や相談窓口の設置などの取組みが進められているところであるが、引き続き、職員一人ひとりの意識啓発を図るなど防止対策を積極的に推進するとともに、相談体制の充実や周知など、職員にとって相談しやすい環境づくりに取り組むことが必要である。

11 雇用と年金の接続

平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、国家公務員の雇用と年金の接続については、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤勤務を要する官職に再任用するものとしており、他方、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、生涯現役社会の実現を目指すため働き方改革の取組みを速やかに実行していくこととし、高齢者の就業促進に関する施策の一つとして、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める。」としている。

人事院では、フルタイム中心の再任用が実現できるよう必要な取組みを行いつつ、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用する観点から、定年の引上げに向けた検討を鋭意進めることとしている。

本県においても、引き続き、現行の再任用制度を基礎として、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、こうした定年の引上げに向けた国の動きを注視しつつ、職員の年齢別構成の適正化や定員管理に加え、職員の士気を保ちながら質の高い行政サービスを維持していく観点からも、再任用のあり方等を検討していく必要がある。

12 おわりに

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。これは長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着している。

県議会及び知事におかれては、給与勧告・報告制度が果たしている役割に理解をいただき、この勧告に基づいて適切に対応されるよう要請するものである。

別紙第2

勸告

本委員会は、次の事項を実現するため、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）、富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）を改正することを勧告する。

1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,700円とすること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成29年12月期の支給割合

a b以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.45月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.55月分）とすること。

(イ) 平成30年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.425月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

2 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては平成29年12月期から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成30年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	

	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
再任用職員以外の職員	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800			
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100			
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400			
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600			
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800			
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100			
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400			
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600			
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800			
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100			
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400			
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600			

85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100
	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400
	44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800
	45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100
	46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	
	47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	
	48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400	

	49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900
	50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200
	51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500
	52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900
	53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300
	54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500
	55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800
	56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000
	57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400
	58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600
	59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800
	60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000
	61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400
	62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	
	63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	
	64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	
	65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	
	66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100	
	67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400	
	68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700	
	69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900	
	70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200	
	71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500	
	72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800	
	73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000	
	74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300	
	75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600	
	76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900	
	77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100	
	78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400	
	79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700	
	80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000	
	81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200	
	82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500	
	83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800	
	84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100	
	85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300	
	86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100		
	87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400		
	88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600		
	89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800		
	90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100		
	91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400		
	92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600		
	93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800		
	94	300,200	323,800	350,200	383,800				
	95	301,300	325,200	351,700	384,400				
	96	302,600	326,500	353,200	384,900				
	97	303,700	327,700	354,500	385,300				
	98	304,900	329,000	355,700	385,700				
	99	306,100	330,300	356,800	386,300				
	100	307,300	331,600	358,000	386,800				

再任職員以外の職員

101	308,500	333,000	359,100	387,200						
102	309,500	333,900	360,200	387,700						
103	310,600	335,000	361,300	388,300						
104	311,600	336,200	362,500	388,800						
105	312,400	337,300	363,700	389,100						
106	313,000	338,400	364,200	389,500						
107	313,600	339,400	364,800	390,000						
108	314,300	340,500	365,400	390,300						
109	314,800	341,700	366,000	390,600						
110	315,300	342,700	366,500	391,100						
111	315,800	343,700	367,000	391,600						
112	316,400	344,600	367,500	392,100						
113	317,200	345,500	367,900	392,400						
114	317,900	346,400	368,300	392,900						
115	318,600	347,400	368,900	393,400						
116	319,300	348,400	369,400	393,900						
117	319,900	349,400	369,800	394,200						
118	320,700	349,900	370,300	394,700						
119	321,400	350,500	370,900	395,200						
120	322,200	351,100	371,400	395,700						
121	322,800	351,400	371,500	396,100						
122	323,100	351,800	372,100	396,600						
123	323,600	352,300	372,600	397,000						
124	324,100	352,700	373,000	397,500						
125	324,400	353,100	373,500	397,900						
126		353,500	374,000							
127		354,000	374,500							
128		354,400	375,000							
129		354,800	375,300							
130		355,200	375,800							
131		355,600	376,300							
132		356,000	376,800							
133		356,200	377,100							
134		356,700	377,600							
135		357,100	378,000							
136		357,400	378,400							
137		357,700	378,700							
138		358,100	379,200							
139		358,600	379,700							
140		359,100	380,200							
141		359,400	380,500							
142		359,900								
143		360,400								
144		360,900								
145		361,200								
再任用職員	241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100	

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,300	200,600	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	397,200	472,300
	37	223,700	278,500	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	399,900	
	39	227,300	282,400	401,300	
	40	229,100	284,400	402,700	
	41	230,800	286,200	404,400	
	42	232,500	288,600	405,800	
	43	234,100	290,900	407,100	
	44	235,700	293,400	408,600	
	45	237,200	295,500	410,200	
	46	238,600	298,000	411,500	
	47	239,900	300,300	413,000	
	48	241,100	303,000	414,600	

	49	242,600	305,400	416,300
	50	244,100	307,800	417,700
	51	245,300	310,300	419,300
	52	246,800	312,600	420,800
	53	248,000	314,900	422,500
	54	249,200	317,100	424,000
	55	250,600	319,200	425,600
	56	251,700	321,400	427,200
	57	253,000	323,500	428,700
	58	254,100	325,600	430,200
	59	255,200	327,700	431,400
	60	256,400	329,700	432,600
	61	257,700	331,800	433,800
	62	259,000	333,900	435,100
	63	260,400	336,100	436,400
	64	261,500	338,300	437,600
	65	262,800	340,100	438,800
	66	264,300	342,300	440,000
	67	265,800	344,300	441,200
	68	267,500	346,500	442,400
	69	269,000	348,300	443,600
	70	270,400	350,200	444,800
	71	271,800	352,300	446,000
	72	273,200	354,300	447,200
	73	274,300	355,900	448,300
	74	275,700	357,800	448,900
	75	277,100	359,600	449,400
	76	278,300	361,500	449,900
再任用職員以外の職員	77	279,600	363,400	450,400
	78	280,800	365,100	
	79	282,000	366,800	
	80	283,200	368,400	
	81	284,300	369,900	
	82	285,500	371,400	
	83	286,700	372,900	
	84	287,900	374,300	
	85	289,000	375,400	
	86	290,100	376,800	
	87	291,100	378,200	
	88	292,300	379,500	
	89	293,400	380,800	
	90	294,500	382,100	
	91	295,700	383,300	
	92	296,900	384,600	
	93	297,500	385,900	
	94	298,500	387,000	
	95	299,600	388,300	
	96	300,800	389,500	
	97	301,800	390,900	
	98	302,900	391,900	
	99	303,900	393,000	
	100	305,000	394,000	
	101	305,900	394,900	
	102	307,000	395,900	
	103	308,100	397,000	
	104	309,100	398,100	

105	309,700	398,800		
106	310,600	399,700		
107	311,400	400,600		
108	312,200	401,500		
109	313,100	402,300		
110	313,500	403,200		
111	313,900	404,000		
112	314,400	404,800		
113	315,000	405,400		
114	315,400	406,100		
115	315,900	406,800		
116	316,400	407,500		
117	317,000	408,100		
118	317,500	408,600		
119	317,900	409,000		
120	318,400	409,400		
121	318,900	409,800		
122	319,300	410,100		
123	319,800	410,400		
124	320,300	410,600		
125	320,900	410,800		
126	321,200	411,100		
127	321,500	411,400		
128	321,800	411,600		
129	322,000	411,800		
130	322,300	412,100		
131	322,600	412,400		
132	322,900	412,600		
133	323,100	412,800		
134	323,300	413,100		
135	323,500	413,400		
136	323,800	413,600		
137	324,100	413,800		
138	324,300	414,100		
139	324,600	414,400		
140	324,900	414,600		
141	325,100	414,800		
142	325,300	415,100		
143	325,600	415,400		
144	325,800	415,600		
145	326,100	415,800		
146	326,300			
147	326,600			
148	326,900			
149	327,100			
150	327,300			
151	327,600			
152	327,900			
153	328,100			
再任用職員	233,600	273,900	330,700	414,800

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,300	172,200	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	366,000	448,300
	37	223,100	250,900	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	369,400	
	39	226,500	255,900	370,800	
	40	228,200	258,200	372,400	
	41	229,800	260,900	373,500	
	42	231,500	263,300	374,900	
	43	233,100	265,500	376,300	
	44	234,700	267,700	377,800	
	45	236,400	269,800	379,300	
	46	237,900	272,000	380,900	
	47	239,200	274,200	382,500	
	48	240,600	276,200	384,000	
	49	242,000	278,500	385,400	
	50	243,400	280,500	386,900	
	51	244,900	282,400	388,400	
	52	246,100	284,400	389,800	

	53	247,200	286,200	391,000
	54	248,600	288,600	392,300
	55	249,800	290,900	393,400
	56	251,000	293,400	394,500
	57	252,200	295,500	395,900
	58	253,400	298,000	397,100
	59	254,500	300,300	398,300
	60	255,700	303,000	399,600
再任用職員以外の職員	61	257,100	305,400	400,800
	62	258,300	307,800	401,800
	63	259,500	310,300	403,200
	64	260,400	312,600	404,500
	65	261,400	314,900	405,700
	66	262,800	317,100	406,800
	67	264,200	319,200	408,000
	68	265,700	321,400	409,100
	69	267,300	323,500	410,100
	70	268,800	325,600	411,300
	71	270,300	327,800	412,500
	72	271,700	329,800	413,700
	73	272,700	331,900	414,300
	74	273,900	334,000	415,100
	75	275,200	336,200	415,800
	76	276,400	338,400	416,300
	77	277,700	340,100	416,600
	78	278,800	342,000	417,000
	79	280,000	343,700	417,400
	80	281,200	345,500	417,800
81	282,400	347,300	418,100	
82	283,300	349,100	418,500	
83	284,500	350,600	418,900	
84	285,700	352,400	419,200	
85	286,700	353,600	419,500	
86	287,600	355,200	419,900	
87	288,300	356,700	420,300	
88	289,300	358,200	420,600	
89	290,300	359,600	420,900	
90	291,200	360,900	421,200	
91	292,100	362,300	421,500	
92	293,000	363,700	421,700	
93	293,300	365,200	421,900	
94	294,000	366,500		
95	294,700	367,800		
96	295,500	369,000		
97	296,300	370,000		
98	297,100	371,000		
99	297,900	372,000		
100	298,600	373,000		
101	299,500	373,900		
102	300,000	374,900		
103	300,500	375,900		
104	301,000	376,900		
105	301,200	377,700		
106	301,600	378,600		
107	301,900	379,500		
108	302,100	380,500		

109	302,300	381,300		
110	302,500	382,300		
111	302,800	383,300		
112	303,100	384,300		
113	303,300	384,900		
114	303,500	385,800		
115	303,700	386,700		
116	304,000	387,600		
117	304,300	388,400		
118	304,600	389,100		
119	304,900	389,900		
120	305,200	390,700		
121	305,300	391,300		
122	305,500	392,100		
123	305,800	392,800		
124	306,100	393,500		
125	306,300	394,100		
126		394,800		
127		395,300		
128		395,900		
129		396,600		
130		397,200		
131		397,700		
132		398,200		
133		398,500		
134		398,800		
135		399,100		
136		399,400		
137		399,700		
138		400,000		
139		400,300		
140		400,600		
141		400,900		
142		401,200		
143		401,500		
144		401,800		
145		402,000		
146		402,300		
147		402,600		
148		402,800		
149		403,000		
150		403,300		
151		403,600		
152		403,800		
153		404,000		
154		404,300		
155		404,600		
156		404,800		
157		405,000		
再任用職員	224,800	270,700	324,000	404,800

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600

	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500
	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
	52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
	53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
	54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
	55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
	56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
	57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
	58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
	59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
	60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
再任 用職 員以 外の 職員	61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
	62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
	63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
	64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
	65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
	66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
	67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
	68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
	69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
	70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
	71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
	72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
	73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
	74	262,100	318,200	388,200		
	75	263,500	319,300	388,800		
	76	264,600	320,400	389,500		
77	265,700	321,500	390,200			
78	266,900	322,500	390,800			
79	268,200	323,400	391,400			
80	269,300	324,300	392,000			
81	270,600	325,400	392,600			
82	271,900	326,200	393,200			
83	273,200	326,900	393,800			
84	274,400	327,700	394,400			

85	275,500	328,200	394,900		
86	276,600	328,700	395,400		
87	277,900	329,200	395,900		
88	279,100	329,700	396,600		
89	280,000	330,000	397,000		
90	281,200	330,500			
91	282,200	331,000			
92	283,400	331,500			
93	284,300	331,800			
94	285,300	332,200			
95	286,300	332,700			
96	287,300	333,200			
97	287,700	333,700			
98	288,600	334,200			
99	289,300	334,700			
100	290,200	335,200			
101	291,100	335,700			
102	291,800	336,200			
103	292,500	336,700			
104	293,200	337,200			
105	293,900	337,700			
106	294,400	338,100			
107	294,900	338,600			
108	295,400	339,000			
109	295,600	339,500			
110	296,000	339,900			
111	296,300	340,400			
112	296,600	340,800			
113	296,900	341,300			
114	297,200	341,700			
115	297,500	342,200			
116	297,800	342,600			
117	298,100	343,100			
118	298,500	343,500			
119	298,800	343,900			
120	299,200	344,300			
121	299,500	344,700			
再任用職員	217,100	258,300	283,100	325,500	384,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	
	33	350,900	420,200	474,100	534,800	
	34	353,300	422,100	476,200	536,600	
	35	355,500	423,900	478,300	538,300	
	36	358,000	425,900	480,400	540,100	
	37	360,400	427,800	482,500	541,700	
	38	362,800	429,800	484,300	543,300	
	39	365,200	431,800	486,100	544,700	
	40	367,400	433,800	487,900	546,300	

	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
	48	379,700	448,100	501,900	556,100
	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700
再任 用職 員以 外の 職員	61	391,100	465,700	516,700	567,600
	62	391,600	466,400	517,500	568,500
	63	392,000	467,100	518,400	569,400
	64	392,500	467,800	519,200	570,300
	65	392,800	468,500	520,100	571,200
	66		469,200	521,000	
	67		469,900	521,700	
	68		470,600	522,600	
	69		470,900	523,500	
	70		471,600	524,300	
	71		472,300	525,200	
	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
77		475,800	530,200		
78		476,400	531,100		
79		477,000	532,000		
80		477,500	532,900		
81		478,100	533,700		
82		478,600	534,600		
83		479,100	535,500		
84		479,600	536,400		

	85		480,000	537,200		
	86		480,600	538,100		
	87		481,000	539,000		
	88		481,500	539,900		
	89		482,000	540,700		
	90		482,600			
	91		483,200			
	92		483,600			
	93		484,100			
	94		484,700			
	95		485,300			
	96		485,900			
	97		486,400			
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400

	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	
	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600	
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900	
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300	
	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500	
	62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800	
	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100	
	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400	
	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600	
	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500		
	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200		
	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800		
	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200		
	70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700		
	71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200		
	72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700		
	73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300		
	74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800		
	75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400		
	76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000		

再任
用職
員以
外の
職員

77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500		
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000		
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500		
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000		
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300		
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800		
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200		
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600		
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000		
86		289,100	325,000	345,900	387,500		
87		289,300	325,200	346,200	387,900		
88		289,500	325,600	346,500	388,300		
89		289,900	326,000	346,900	388,700		
90		290,100	326,400	347,200	389,200		
91		290,300	326,800	347,600	389,600		
92		290,500	327,200	347,900	390,000		
93		290,900	327,500	348,300	390,400		
94		291,100	327,700	348,600			
95		291,300	328,100	348,900			
96		291,600	328,400	349,200			
97		292,000	328,600	349,500			
98		292,300	328,900	349,900			
99		292,500	329,200	350,300			
100		292,800	329,500	350,700			
101		293,100	329,700	351,200			
102		293,300	330,000	351,600			
103		293,500	330,400	352,000			
104		293,800	330,600	352,400			
105		294,100	330,700	352,900			
106			331,000				
107			331,400				
108			331,600				
109			331,800				
110			332,200				
111			332,600				
112			333,000				
113			333,200				
再任用職員	188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200

	41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
	42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
	43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
	44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
	45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
	46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
	47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
	48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
	49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
	50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
	51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
	52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
	53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
	54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
	55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
	56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
	57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
	58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
	59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
	60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
再任 用職 員以 外の 職員	61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
	62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
	63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
	64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
	65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
	66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
	67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
	68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
	69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
	70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
	71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
	72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
	73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
	74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
	75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
	76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
	77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
	78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
	79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
	80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
	81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
	82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
	83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
	84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		

85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
94	281,400	314,600	348,000	366,000	
95	282,300	315,300	348,700	366,400	
96	283,300	315,900	349,300	366,700	
97	284,000	316,600	349,700	367,300	
98	284,800	316,900	350,100	367,800	
99	285,400	317,500	350,600	368,300	
100	286,300	318,200	351,000	368,800	
101	287,100	318,600	351,500	369,400	
102	287,900	319,200	351,900	369,900	
103	288,700	319,800	352,400	370,400	
104	289,500	320,400	352,800	370,800	
105	290,200	320,800	353,100	371,400	
106	290,700	321,300	353,600	371,900	
107	291,200	321,800	354,000	372,400	
108	291,700	322,300	354,300	372,900	
109	291,900	322,700	354,800	373,500	
110	292,200	323,100	355,300	373,900	
111	292,400	323,400	355,800	374,400	
112	292,800	323,700	356,300	374,900	
113	293,100	324,100	356,800	375,500	
114	293,300	324,500	357,300		
115	293,700	324,900	357,800		
116	294,000	325,200	358,200		
117	294,300	325,400	358,600		
118	294,600	325,700	359,000		
119	294,900	326,100	359,500		
120	295,300	326,300	360,000		
121	295,600	326,500	360,400		
122	296,000	326,800	360,900		
123	296,300	327,100	361,400		
124	296,700	327,400	361,900		
125	296,900	327,600	362,200		
126	297,100	327,900			
127	297,400	328,300			
128	297,800	328,500			

129	298,000	328,600						
130	298,300	328,900						
131	298,700	329,300						
132	299,100	329,500						
133	299,300	329,800						
134	299,600	330,200						
135	300,000	330,600						
136	300,300	331,000						
137	300,500	331,300						
138	300,800	331,700						
139	301,200	332,100						
140	301,500	332,500						
141	301,700	332,800						
142	302,100	333,200						
143	302,500	333,500						
144	302,800	333,900						
145	302,900	334,200						
146	303,200	334,600						
147	303,500	335,000						
148	303,900	335,400						
149	304,100	335,700						
150	304,300	336,100						
151	304,600	336,500						
152	304,900	336,900						
153	305,300	337,200						
154	305,500							
155	305,700							
156	306,000							
157	306,300							
158	306,600							
159	306,900							
160	307,200							
161	307,600							
162	307,900							
163	308,200							
164	308,500							
165	308,900							
166	309,200							
167	309,500							
168	309,800							
169	310,200							
再任用職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	395,000
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	329,000
2	365,000
3	393,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000